

(案)

球磨川・人吉地区かわまちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、球磨川・人吉地区かわまちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、球磨川・人吉地区のまちづくりにおける球磨川との関わり方をふまえ、球磨川・人吉地区かわまちづくり計画を策定するとともに、水辺の利活用及び施設等の維持管理等を検討・推進することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる球磨川・人吉地区かわまちづくりに関係する各種団体及び関係行政機関に属する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 観光、まちづくり、産業、市民団体、教育、地域報道分野等に属する代表者
- (2) 関係行政機関の代表者
- (3) その他、球磨川・人吉地区かわまちづくり計画策定において会長が必要と認めるもの

2 協議会は、第2条の目的を達成するため、下部組織として実行委員会を設置することができる。

3 協議会は、前項の実行委員会に対し必要に応じ指示をし、議論された事項について報告を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、また会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名した委員が、職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 協議会に助言、指導等を行うためのオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が指名する。

3 オブザーバーは、会長の求めにより協議会の会議（以下「会議」という。）に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要と認めるとき、又は半数以上の委員から要望があったときに開催する。

2 会議は会長が召集し、その議長となる。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に参加させることができる。

4 会議は、委員の半数以上の者が参加しなければ開催することができない。

(会議等の公開)

第8条 会議、会議資料及び議事要旨については、原則、公開する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、人吉市及び国土交通省八代河川国道事務所に置く。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和元年12月16日から施行する。

この規約は、令和4年11月21日から施行する。